

川崎市都市計画審議会第29回都市計画マスタープラン等小委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年7月31日（水）午後4時55分～午後5時32分
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎2階ホール
- 3 出席者
 - 委員
中村委員長、大沢委員、宮下委員、吉田委員、岩山委員、中村委員、渡部委員、大澤委員、佐々木委員、伴委員、中川委員
 - 事務局
まちづくり局計画部 武藤部長
都市計画課 大場課長、吉尾担当課長
管理担当 山口担当係長
企画調整担当 玉木課長補佐
都市調査担当 張戸担当係長
都市基盤担当 市橋担当係長
- 4 議 事
立地適正化計画の策定に向けた検討について
- 5 傍聴者数 1名

川崎市都市計画審議会第29回都市計画マスタープラン等小委員会議事録

(武藤部長)

皆様には、続けての会議でお疲れのところ、川崎市都市計画審議会都市計画マスタープラン等小委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

改めまして、小委員会の司会を務めさせていただきます、計画部長の武藤でございます。よろしく願いいたします。

本日の小委員会につきましては、川崎市審議会等の公開に関する条例に基づき公開とさせていただきます。また、本日の会議録に個々の発言者氏名を記載することをあらかじめ御了解ください。

それでは、定足数の御報告をいたします。本日は、委員総数13名のうち11名の出席で、半数以上の委員の御出席をいただいておりますので、都市計画マスタープラン等小委員会運営要領第3条第3項の規定により、本小委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会議の議長は委員長に務めていただくことになっておりますので、これからの進行は委員長をお願いいたします。

中村委員長、よろしくお願いいたします。

(中村委員長)

承知しました。ただいまから川崎市都市計画審議会第29回都市計画マスタープラン等小委員会を開会いたします。

本日の議事につきましては、お手元の議事次第に従いまして進めてまいります。

なお、川崎市都市計画審議会都市計画マスタープラン等小委員会運営要領第7条によりまして、議長のほかに1名の署名人を指名することとなっております。本日の議事録署名人には、佐々木委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

傍聴の申出はございますか。

(山口担当係長)

はい、ございます。

(中村委員長)

それでは、入室をさせていただきます。また引き続き傍聴の方がお見えになりましたら、適宜入室させていただければと思います。

—— 傍聴人入室 ——

(中村委員長)

本日の議題は、立地適正化計画の策定に向けた検討についてでございます。

それでは早速、事務局から説明をお願いいたします。事務局、どうぞ。

(張戸担当係長)

それでは、立地適正化計画の策定に向けた検討について御説明させていただきますので、お手元のタブレット端末の1、立地適正化計画の策定に向けた検討についてのファイルをお開きください。

本日は資料をスクリーンに映して御説明してまいりますので、スクリーンを御覧ください。また、スクリーン下の中央にお手元の資料の説明ページを表示してまいります。資料右下に記載のページ番号と合わせてございますので、適宜御覧いただければと思います。

本計画の策定に向けたスケジュールでございますが、先月6月3日に開催いたしました本小委員会では、計画素案のたたき台について御意見などをいただいたところでございます。

なお、前回の本小委員会でいただきました御意見などにつきましては、参考資料といたしまして、200ページと201ページにおつけしております。

本日ににつきましては、前回の本小委員会でいただきました御意見などを踏まえ、計画素案の案を作成いたしましたので、御説明させていただきます。

それでは、計画素案の案につきまして、概要版の資料で御説明させていただきます。

なお、本日は前回の本小委員会での御説明から追加や変更を行った部分を中心に御説明させていただきます。また、資料16ページからは、計画素案の案の本編をおつけしておりますので、併せて内容を御確認いただければと思います。

それでは、お手元の資料では4ページの右下でございます。

まず始めに、現状を踏まえた立地適正化計画で対応すべき課題の①人口減少・少子高齢化の更なる進展の三つ目のポツでございますが、前回の本小委員会でいただきました御意見を踏まえ、「自助・共助(互助)・公助」と整理しております。

本市の防災計画では、共助の中に互助の考えを含めた上で、自助・共助・公助と表記しておりますが、本計画ではより分かりやすい表現とするため、このような記載としております。

なお、9ページの第6章、防災指針におきましても同様の記載がございますので、記載を統一するように修正しております。

続きまして、本計画に位置づける施策の設定について御説明させていただきます。

前回の本小委員会では、施策の整理の方向性と、本市の事務事業を位置づけていくことにつきまして御説明させていただきましたが、居住促進、都市機能誘導、防災指針のそれぞれに位置づける施策につきましては、本計画で設定する施策の方針ごとに整理してまいります。

具体的には、国の立地適正化計画の作成の手引きを踏まえ、本計画の施策の方針に沿って施策の視点を整理しております。

例えば、居住促進に関する施策の方針の①日常の暮らしを支える都市機能が立地可能な環境の整備につきましては、立地適正化計画の作成の手引きを参考に、日常生活圏で医療、

介護サービスが適切に提供される施設の配置や体制の確保や、将来のまちづくりを想定した公共施設の集約や再編などを施策の視点として整理しております。

また同様に、都市機能誘導では公共交通拠点エリアへの都市機能の誘導など、防災指針では災害リスクを低減させるための防災対策などを施策の視点として整理しております。

これらの施策の視点に関係する市の施策を抽出、整理することで、居住促進、都市機能誘導、防災指針ごとに施策を位置づけております。

まず、第4章、居住促進に係る施策についてでございますが、表に記載した施策を位置づけております。

主な施策を御紹介いたしますと、地域の生活基盤となる道路等の維持管理につきましては計画的な道路施設補修事業、誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備につきましては住宅政策推進事業、魅力ある公園緑地等の整備につきましては等々力緑地再編整備事業、市域の交通網の整備につきましては道路改良事業といった施策を設定しております。

次に、第5章、都市機能誘導に係る施策についてでございますが、主な施策を御紹介いたしますと、魅力にあふれた広域拠点の形成につきましては、小杉駅周辺総合整備事業などの各広域拠点における整備事業、個性を生かした地域生活拠点等の整備につきましては、鷺沼駅周辺まちづくり推進事業などの、各地域生活拠点などにおける整備事業といった施策を整理しております。

次に、第6章、防災指針に係る施策についてでございますが、主な施策を御紹介いたしますと、まち全体の総合的な耐震化の推進につきましては宅地防災対策事業、安全・安心な暮らしを守る河川整備につきましては河川改修事業、下水道による良好な循環機能の形成につきましては浸水対策事業といった施策を設定しております。

続きまして、第7章、届出制度のうち、本市独自の取組でございますが、洪水浸水想定区域のうち、浸水深3メートル以上のエリアにおいて、開発等の行為を行う際の届出の期日について、前回から記載を変更してありまして、「開発行為や建築等行為に関する設計に着手する前の段階で、建築物の用途、階数、間取りや宅盤の高さなどの基本情報について届出を求めます」と、より詳細に記載いたしました。

都市再生特別措置法に基づく届出期日につきましては、開発行為または建築行為等に着手する日の30日前とされておりますが、本市が独自に取り組む届出制度につきましては、開発等の計画が固まる前のできるだけ早い段階で届出を提出していただくことで、住む方の災害リスクを踏まえた計画の検討が行えるような期日としております。

続きまして、第8章、目標値・進行管理について御説明させていただきます。

目標値につきましては、本計画で対応すべき二つの課題や、「まちづくりの方針」の対応状況、進捗状況について把握できるような指標を設定しておりますが、設定に際しましては、国土交通省が公表しております立地適正化計画の目標等の事例集を参考に設定しております。こちらは、立地適正化計画の目標等の事例集を抜粋した資料でございます。居住に関する目標値といたしましては、居住誘導区域内人口の総人口に対する割合や、居住の

満足度などが参考事例として示されております。

また、都市機能に関する目標値では、誘導施設の立地数や都市機能に関する満足度など、防災に関する目標値では、防災上危険性が懸念される地域に居住する人口割合や河川施設、雨水幹線などの整備率、耐震化率、災害対策に対する満足度などが、目標値の参考事例として示されております。

これらを踏まえまして、本市といたしましては、①居住促進に係る目標値といたしまして、居住促進区域内人口の総人口に対する割合と、今住んでいる地域に満足している市民の割合を。②都市機能誘導に係る目標値といたしましては、都市機能誘導区域内誘導施設の総誘導施設数に対する割合、川崎駅などの広域拠点駅の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合、溝の口駅などの地域生活拠点駅の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合について、本市の課題やまちづくりの方針の対応状況、進捗状況の把握につながる指標として選定いたしました。また、これらの現状値と、計画期間の20年後の目標値をそれぞれ設定しております。

なお、広域拠点、地域生活拠点の実感指標に係る目標値の設定根拠でございますが、まず、「広域拠点駅の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合」の目標値につきましては、20年後までの計画期間内に、川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅、それぞれの周辺地区における再開発などが予定されていることから、昨年度の市民アンケートの回答値であります、75%を切り上げた80%を、令和27年度の目標値として設定しております。

次に、「地域生活拠点駅の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合」につきましては、昨年度の市民アンケートの回答値と、計画期間内におけるそれぞれの地区での再開発等の予定を参考に、62.5%を令和27年度の目標値として設定しております。

③防災指針に係る目標値につきましては、「時間雨量50mm対応の河川改修率」、「土砂災害特別警戒区域内人口の総人口に対する割合」、「住宅の耐震化率」、「災害に強まちづくりが進んでいると思う市民の割合」を指標として設定いたしまして、現状値と目標値もそれぞれ記載しております。

最後に、今後のスケジュールについて御説明させていただきます。

本日の本小委員会での御意見などを踏まえまして、来月8月末に計画素案を公表いたしまして、パブリックコメントを実施するとともに、市内3箇所におきまして、計画素案の市民説明会などを開催しながら、市民の皆様から御意見などをお伺いしてまいります。

その後、御意見などを反映いたしました計画案につきまして、来年2月頃を予定しております都市計画審議会に諮るなど、所要の経路を踏まえて、来年3月末頃の計画策定を行い、来年度始めより本計画制度の運用開始を目指しております。

本日の御説明については以上でございます。

(中村委員長)

どうもありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明に対しまして、御質問等がございましたらば、お願いいたします。

先に私から、単なる誤字みたいな話ですけど、たまたま聞いていて気づいたのですけれども、防災指針の関連ですが、概要版の資料の9ページ目ですね。9ページ目のところに届出制度が載っております。右下に届出制度が載っておりまして、絵の下に届出の期日ということで、30日前というのがあるのですが、さっき説明で、設計に着手と言っていたのに、ここはそう書いていないので、結構、建築の工事に着手と設計に着手では全然違うので、ここも合わせたほうがいいかなというのが1点です。

そう思って本編のほうを見ますと、ただ、対象になる行為も1戸以上の場合と書いてあって、上の絵を見ても1戸以上、必要なやつと必要じゃないやつが書いてあるけど、何か本編が逆に分かりづらい。概要版は分かりやすいのですが、本編は1戸以上の場合を対象になるというような文章が書いてあるので、本編でいうと129ページ、資料でいうと147ページ、その2ページ辺り、その文章は1戸以上の場合と書いてあって、対象となる行為。ちょっと不整合が起こっているので、よく確認をしていただいたらいいのではないかなと思います。ちょっとすり合わせが間に合っていないのかなという気もいたしますので、御確認いただければと思います。

はい、事務局、どうぞ。

(張戸担当係長)

どうもありがとうございます。私のほうで御説明、聞きづらかったかなというところがあると思いますが、概要版の9ページ、資料9ページの右下の届出制度につきまして、都市再生特別措置法に基づく届出の対象となる、届出については3戸以上で、市独自の防災指針に基づく届出、資料でいきますと10ページの左下、これについては少し厳しめの1戸以上にしたいなと思っているところでございます。

(中村委員長)

すみません、そこを把握していませんでした。よく分かりました。

(張戸担当係長)

ありがとうございます。

(中村委員長)

はい、ほかにいかがでしょうか。

岩山委員さん、どうぞ。

(岩山委員)

概要版の8ページ、臨海部の定義ということで、この青枠の線、臨海部、このエリアですよと、おおむね、大師横浜線以東の地域ということで定義していただいているのですが、一方で本編資料を見ると、72ページだと、この臨海部の定義が消えちゃっているのですよ。ですので、これだと72ページの臨海エリアにおけると書いてあるのですが、その臨海部がどこかが本編では分からないので、ちょっとこの辺は整合を取るようになりたいということでございます。

(中村委員長)

なるほど。

はい、事務局、どうぞ。

(張戸担当係長)

御指摘どうもありがとうございます。資料は必ず修正してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(岩山委員)

よろしくをお願いします。

(中村委員長)

はい。ほかはいかがでしょうか。

大沢昌玄委員。

(大沢委員)

御説明ありがとうございました。最後の進捗管理のところ、これは非常にいいなと思っているのですが、上位計画であれば、都市マスとか、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定が行われたときに、これが機動的に見直しをすることと書いてあるのですが、一方で、5ページのところに、居住誘導区域の設定のところ、例えば、市街化調整区域とか、これは恐らく、先ほどの区域マスの変更に入ると思うのですが、土砂災害特別計画区域とかが変わったときには連携を図りますということなのですが、基本的にはこれも例えば、ここに書いてある、上位計画の川崎市総合計画とか、区域マスとか都市マス以外の多分防災計画、これ以外になると思うのですが、それを例えば見直された、もしくは対策工事等々が行われて、レッドの特別警戒区域から除かれたときに機動的に、言葉を選ばずに言えば、自動的に居住誘導区域が変わるというふうな理解でよろしいでしょうか。

(中村委員長)

はい、事務局、どうぞ。

(張戸担当係長)

まず防災計画も含めて関連計画が見直しされた場合には、別途見直しの検討を行ってまいります。また、5ページの※4ですが、この記載についてはおっしゃるとおりで、これらの居住促進区域の内外に関わる区域の変更が行われた場合につきましては、自動的に変わるようにしたいと考えているのですが、今どのように計画の中に文言を書くかについては、国のほうとも調整している最中でございます。

以上でございます。

(大沢委員)

分かりました。何か見直し時期が来ないと変わらないというのはおかしいと思うので、ぜひうまく連携して、防災系の計画が変わったときでないと、特に居住誘導区域は大分かかるとお思いますので、そこは何かこういう手続を取らずに自動的に変わるというほうがいいなと思いました。ありがとうございます。

(中村委員長)

ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

はい、大澤仁委員さん、お願いいたします。

(大澤委員)

どうもありがとうございます。10ページのところの第8章、目標値・進行管理のところ、先ほどの大沢先生とはちょっと違う視点なのですけれども、この指標は、多分、全市を捉えての目標値であったりすると思うのですけれども、その集約とか集計をする素材になっている部分は、区単位であるとかということだと思うのですが、そういった、区単位で表示をするまでの、するとまではいかないにしても、根っこのところにはそういう集計の仕方をされておられるのでしょうか。これは質問でございますけれども。

(中村委員長)

はい、事務局、お願いします。

(張戸担当係長)

御質問ありがとうございます。10ページの右側を御覧いただいているかと思うのですが、①居住促進に係る目標値、地域の生活環境に満足している人の割合、及び、災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合につきましては、全市で3,000人抽出しましてアンケートを送っておりまして、区ごとには集計しておりませんが、その3,000名を集計する、選別する際には、一定程度偏りが無いようになどを配慮した上で3,000名が選ばれているところでございます。

そのほか、②の都市機能誘導に係る目標値の真ん中の広域拠点の魅力や活気があると思う市民の割合につきましても、同様に全市で取っているところでございます。

一方で、その下の地域生活拠点駅の活気があると思う市民の割合につきましては、それぞれの区において、区の拠点駅が魅力や活力があるかというふうな聞き方をしているところでございます。例えば、宮前区でしたら、宮前平・鷺沼に活気があるかどうかというような、多摩区でしたら登戸駅のことについて、そのような聞き方をしている目標値でございます。

以上でございます。

(中村委員長)

大澤委員さん。

(大澤委員)

ありがとうございます。多分そうならざるを得ないのではないかという気もしますけれども、その一方で、資料編等々を見ますと、全市の中の区、区分された部分でいろいろな表示がございまして、そうしますと、住まわれている方で、特にアンケートの対象にならなかった方が、デジタルで示されている自分の区の状況と、ここに現れてくるものと、意識的な乖離というか、そうじゃないのではないかというような思いもあつたりするような

ところもあるやもしれないなと思っております、これは今後だと思っておりますけれども、目標値の進行管理というのは、せっかく居住の立地適正化を図ろうと、それは区単位で施策展開すると思っておりますが、それと連携するような項目に、別に今回すぐということではないですが、運用しながら取れんされていくとか、そういうやり方をされるほうが、ひよっとしたら進行管理上はいいのかなと思っております。

これは意見でございます。

(中村委員長)

事務局、どうぞ。

(張戸担当係長)

御意見どうもありがとうございます。最終的な数字はマクロ的な数字で出てくるのかもしれないのですが、運用していく中での評価の仕方としては、ミクロ的な数を見ていく必要があるかなと思っておりますので、やり方については検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(中村委員長)

そのほかはいかがでしょうか。

伴委員さん、どうぞ。

(伴委員)

ちょっと読み切れていないかもしれないのですが、ピンポイントで評価があるといいなと思っておりますけれども、高齢化率で、ピンポイントで地域的に、ここ、すごい高齢化率とか、あると思うのですね。どこの区でも、地域も。そこをきちんと把握して、災害のときには重点的にそこだという、何かそういうピンポイントの評価というのはしているのでしょうか。表記してあるのかなと思ったりもしたのですが。

(中村委員長)

どうでしょう。

はい、事務局、お願いします。

(張戸担当係長)

本編の10ページ、資料で言いますと28ページのところで、老年人口の割合も、この令和27年度の予測をしているところでございます。ただ一方で、この予測した上で、災害への対応などのリンクについては、今現状では本計画ではしていないところでございます。

以上でございます。

(中村委員長)

伴委員さん、どうぞ。

(伴委員)

そうですね。であれば、リンクする何か対策ではないけれども、というのも、今後入れていくのも必要なのかなというふうにちょっと感じます。

(中村委員長)

ありがとうございます。

中川委員さん、どうぞ。

(中川委員)

防災指針の6章というのがあるのですが、こちらに、自助・共助(互助)・公助とありますけれども、災害に強い都市構造の形成の部分ですが、安全に避難できるまちづくりを目指す、自助・共助(互助)・公助による復興まちづくりとあるのですけれども、そして15ページですか、川崎市立地適正化計画の素案、概要版、参考の、私のこれだと15ページにあるのですね。復興・復旧に関しては、いろいろ書いてあるのですけれども、実際に災害が起きたとき、一番困るのは、災害の廃棄物、ごみの問題ですよ。

これがきちっとできないと、車も入れない、何もできないというところがございます。復旧ごみの拠点をつくるという、7区の中で拠点をつくっていく、これが一番のところだと思うのですけれど、なかなか皆さん出せないでいるわけですよ。そういうところも細かくこれから出していかないと、いざとなったら、そこに住んでいる各区の住民の方がどこに出せばいいんだと、これが一番の問題なんですね。ただ、これを役所は正確に出してしまいますと、私のところの地価が下がるとか、いろいろな問題があるわけで、それがなかなか表に出せないのが皆様の御苦勞だと思いますが、やはり一番大事な災害ごみが片づかないと、能登でもそのとおりで、救助するにも、いろいろな形の工事現場の車も入っていないのですね。ここが本当は一番の問題なので、そのところを、明確には言いませんが、大体のところをこれから打ち出していったほうが、私はよろしいと思います。意見です。

(中村委員長)

事務局、どうぞ。

(張戸担当係長)

御意見をありがとうございます。災害ごみにつきましては、すみません、どこまで公表されているか分からないのですけれども、一定程度広い、公園ですとか緑地を、まず一旦置くような施設として検討しているようなところもございますので、こういった都市計画審議会小委員会の中でもそういった御意見があった旨は、災害部局に伝えたいと思います。

(中川委員)

川崎市も経験しておりますので、台風19号のときに、中原の1地区が浸水しました。等々力公園に1年以上、ごみ置場がたしかあったと思うので、記憶に新しいと思います。あの1地区でもそのぐらいになっちゃうので、防災関係に関しては、これからも災害ごみのことも検討していただきたいと思います。

(中村委員長)

ありがとうございます。こういう防災指針みたいな議論を通じて、それを考えるきっかけに、さらに実際にそうなったら困るよね、こうしなきゃいけないよねという部分が、や

っぱり起こってきて、それがちゃんと対策がにまとめられていくと、そういうサイクルが大事だと思いますので、今の中川委員さんの意見は非常に大事な御示唆、御意見だったかなと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

大沢昌玄委員さん。

(大沢委員)

防災指針に係る事業一覧というのが書いてあって、非常にメニューが多くて、非常に体制が分かると思うんですけども、一方で、この中で移転に係るもの、例えば、レッドゾーンにお住まいで、そここのところで合意形成が整って、5戸ぐらいが一気に移転したいというときには、例えば国の手法とか防災集団移転促進事業方針とかやられているもので移転というのができるとかあったりするのですが、そういう何か、移転を具体的に動かすプロジェクトみたいなものはこの中に入っていたりするのですか。がけ近とか、すみません、正式名称は忘れちゃいましたけど、ああいった制度も使って移転するという手法もあったりするので、その辺は何か今回載ったりはしているのでしょうか。

(中村委員長)

はい、事務局、どうぞ。

(張戸担当係長)

御質問ありがとうございます。資料でいきますと、13ページのところでございます。各区のところに書いてあるのですが、例えば幸区の土砂の方針のところを見ていただきますと、移転勧告の活用検討の方針がございまして。一方で、移転勧告を使っていくというまでは今検討中ではございまして、ひとまず使うか使わないかの活用を検討していくという段階を、今この計画で入れているところでございます。

事業としては、しっかり活用していくとまでは、今入っていない状況でございます。

以上でございます。

(大沢委員)

分かりました。合意形成してからプロジェクトを動かすということだと思うのですが、多分、もう先ほど言ったプロジェクトで、どんな補償とか、どんな移転先のメリットがあるかというのが分からないと、また多分皆さん困ってしまうと思うので、計画のほうも重要なんですけど、プロジェクトも、特にこういうのはプロジェクト論も重要だと思うので、その辺も御検討いただければと思います。

(中村委員長)

ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

これはあれですね、先ほど、今後のスケジュールが、冒頭説明がございましたけれども、来月には、素案としてオープンしていくという形で、いろいろな説明会などで、市民の方から御意見いただくということですね。そういう意味では、今日、あまりいただくと大変

ですけれども、どうしてもというところは、いただけると、少し急いで検討いただけるということになりますかね。

このスケジュールで御質問がありますけど、特にその届出関係とかで、法定のものは多分業界の方々はどういう御存じだと思うのですけれども、市の独自の届出もありますよね。そういうのは、例えば、関係団体・設計事務所であったり、宅建みたいな協会さんであったりみたいなところに話をしながら、策定のところが届出のスタートになるという理解ですよね。そうするとやっぱり半年ぐらい前から、確定ではないけど説明をし始めるみたいな、そんな御予定をされているということで理解してよろしいですか。

はい、事務局さん。

(張戸担当係長)

御質問ありがとうございます。届出制度の運用につきましては、来年度の冒頭からやっていきたいと思っております。建築士会ですとか、不動産関係の団体の関係、主に関係する団体の皆様には、計画素案を公表した後に、周知ですとか御意見などを、パブリックコメントと同時に伺っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

(中村委員長)

ありがとうございます。

というような形で、もう8月から止まれないというか、動き出していってしまいますので、今日は大部でございますから、これはあれでしょうかね、何かどうしてもというのがあったら、どのくらいまで待てるというか。

(大場課長)

1週間ぐらいでお送りいただければ、処理できるかと思っておりますので、お持ち帰りになって、お気づきの点があれば、またメールでもファックスでも構いませんので、御連絡いただければと思います。

小委員会を長い間やっていただいて、今回が小委員会で御議論いただく最後となりますので、これから手続に入って行って、最終的にという流れになりますので、どんなことでも構いませんので、何かお気づきの点があれば御連絡いただければと思います。よろしくお願ひします。

(中村委員長)

というようなことでございますので、1週間ほど、来週の水曜ぐらいまでという形で、何かありましたら事務局のほうへお寄せいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

宮下委員さん、どうぞ。

(宮下委員)

長くなっていますので、手短に。まずはここまで作成いただいて、本当にありがとうございます。

ございましたということを感じております。丁寧にできた資料だと思いますので、本当にちよつとしたことで申し上げます。2点ですね。

1点目は本当に簡単なことで、今後いよいよ公表されるということなので、より伝わりやすいかなという御提案なのですけれども、資料の14枚目、本当に細かいのですが、例えばこの三つ項目がありますね。建物倒壊、延焼、液状化。これ、イメージ化すると、延焼が火で赤かなという感じがして、液状化だと水で、そういう方が資料の中で分かりやすいかなと。もうそんな程度です。それほど完成ができていますかなと思いますのでそういうコメントなのですが、それぐらいだったら修正できるかなというふうに思っ、て、申し上げました。前のページとかは土砂とか鉄と茶なので、非常にいいなと思いました。

あとは、10ページのことで、一つお礼ですね。目標値です。これは私がかたしか具体的に数字を上げられたらというふうに申し上げて、今回載せていただいて、非常によかったかなと思います。

今後のことで一つコメントを申し上げると、立適の施策の効果ということになると、恐らく、ここに載っている指標は、恐らくほかの自治体さんもいろいろ取り組んでいるかと思うのですね。もしこの立適の施策評価するに当たっては、立適をつくっていない自治体さんと同じ指標を見て、本当に立適をやった効果があるかというのを見る必要が、厳密にはあるかなと思っています。

例えば住宅耐震化率というのは全国的に進んでいますので、川崎市さんだけで前後の比較をして上がったかという、ほかの自治体さんも上がっていると、本当に立適の効果なのかと、厳密にはちょっと言いにくいかなというふうに思っています。

最近、EBPMとか、かなり厳しくなってきたので、ここら辺、今後のことを考えると、ほかの自治体さんと比較したりする指標なのか、立適をやっていないところで同じような指標があるかというのをちょっと確認しておく、今後の計画の見直しとかをしていく上でちょっとやりやすいかなと思いました。

これはこれでいいかとは思いますが、指標を今後施策の評価として使うときに、ほかの自治体さんでも似たような指標があつて、なおかつ、立適をやっていない自治体さんで同じようなデータがあるかをちょっと確認しておく、立適の評価をしやすいかなというふうに思いました。

ともあれ、ここまで本当にありがとうございます。よろしく申し上げます。

(中村委員長)

はい、事務局、どうぞ。

(張戸係長)

どうもありがとうございます。

1点目の色の件につきましては、検討させていただきます。

2点目の目標値につきましては、今、実は国のほうで、いろんな都市がいろんな目標値を使ったり、いろんな評価の仕方をしていて、少し分かりづらいということもあつて、今

後5年間ぐらいの間に、この目標値や評価を統一してやっていくような取組をしようとしているところで、ちょうど7月の中ぐらいに、今後こうしていこうという案を国交省のホームページで発表しているのですが、その統一していこうという評価の候補に挙がっているような数値も今回、ピックアップしてきているところではございますけれども、今後、その国の目標値の統一を図ったときには、見直しなどを含めて検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

(中村委員長)

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

—— なし ——

(中村委員長)

それでは、先ほどありましたように、何かさらに意見がございましたら、1週間ほど猶予がございます。いただいた場合の事務局の対応については、私とご相談させていただいて、御一任の形で御了解をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、今日、これ以上特にないようでございますら、本日の議題は以上でございますので、この小委員会はこれで閉会とさせていただきます。

傍聴の方は退席をお願いいたします。

—— 傍聴人退室 ——

(中村委員長)

それでは皆様、大変お疲れさまでございました。進行を事務局にお返しいたします。

(武藤部長)

皆様、長時間、お疲れさまでございました。先ほど課長が申しましたように、立地適正化計画につきましては、本小委員会の議論は本日で最後になります。長きにわたりまして様々な御意見いただきましたこと、感謝申し上げます。

今後、つきましては、本日いただきました内容を反映しながら、今年度中の計画策定に向けて手続を進め、年度末の都市計画審議会へ諮問してまいりたいと考えてございます。

本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。